

マ(ン)ガ(で)紹(介)

# 靈感商法事例集

～若者が狙われています～

## 靈感商法とは…

健康・仕事・家庭などの不安に付けこみ、「運気を上げるため」と単なるつぼや印鑑・置物などを言葉巧みに不当に高い値段で売りつけたり、祈祷料や献金をだまし取る商法です。



靈感商法カモ!



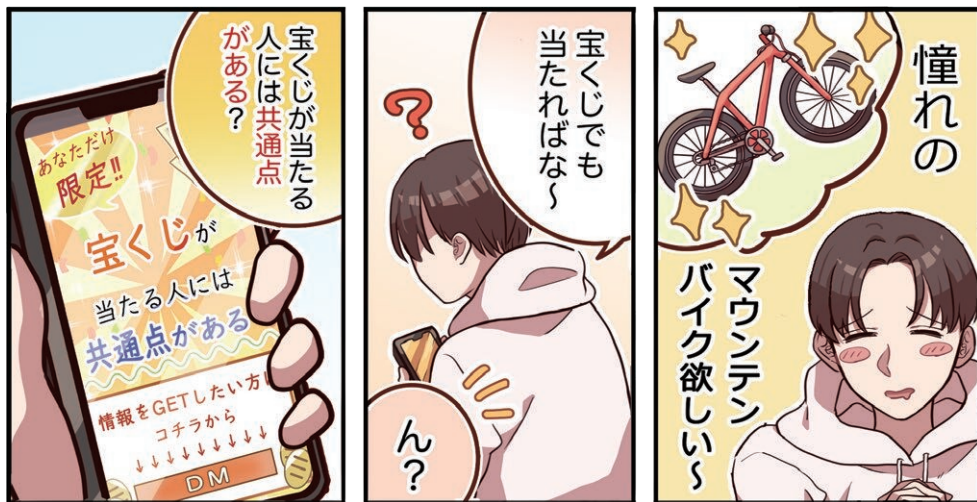
岡澤アキラさん、カモ先生と一緒に学ぶ

カモ先生

岡澤アキラさん



事例2 うまい話にはウラがあるカモ!?



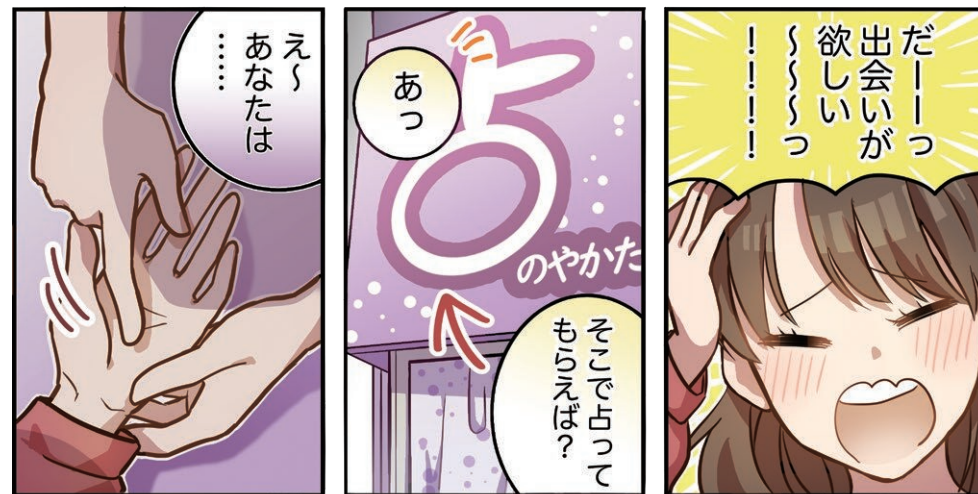
助言

当選するとうまい話はなし! 連絡をとらないように

必ず宝くじに当選するなどうまい話はありません。相手に連絡をしようとして、「今買わないと運を逃す」などと言われて新たな商品を契約させられるかもしれません。相手とはこれ以上連絡を取らないようにしてください。



事例1 あなたの不安をあおっているカモ!?



助言

不安をあおった契約は取り消せる場合があります!

「OOを買わないと不幸になる」と言って消費者の不安をあおり、またはそのような不安を抱えていることに乗じて、解決には契約が必要不可欠と告げ、消費者を困惑させた上で契約をした場合には、これを取り消すことができる場合があります。



お知らせ ～靈感商法等による消費者被害の救済のための法律が改正されました～

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法」の一部が改正されました。

(令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行)



## 1 靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の拡大

- ①不利益が生じる対象の拡大  
消費者自身→消費者又はその親族
- ②不利益が生じる時期の拡大  
将来生じると不安をあおる  
→現在生じ、若しくは将来生じると不安をあおり、  
又はそのような不安を抱えている



## 2 取消権の行使期間の伸長

- ①追認をすることができることから 1年→3年
- ②契約をしたときから 5年→10年

※改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が成立していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。



これは「靈感商法?」と思ったり、悩んだら…  
まずは!



お住まいの地域の消費生活センター・相談窓口につながります

その他お困りごとについては下記問い合わせ先まで

靈感商法全般について

靈感商法等対応ダイヤル

☎0120-005931

犯罪被害全般について

警察相談専用電話

#9110

身体の被害・不安について

配偶者暴力相談支援センター

#8008  
児童相談所  
189

心の悩みについて

よりそいホットライン

☎0120-279-338

[リーフレットに関する問合せ先]

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 消費者安全係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 TEL: 092-643-3193



発行 2023.03